

# 教育研究業績書

日付 2026年3月2日

氏名 盧曉斐

## 研究分野

企業法

## 研究内容のキーワード

グループガバナンス、中国会社法等

## 授業・教育向け業績

著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	PRJ該当	招待論文該当	概要
【教材作成】 研究倫理について	単	2022年9月	本学Eランニングサイド			研究倫理に関して、要求されている内容や本学の規則等をわかりやすく説明し、研究不正を防止するための教材を作成した。

## 学術理論的研究業績

著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	PRJ該当	招待論文該当	概要
(著書)						
Competition Law, Regulation and Digital Platforms: Japan, China, UK, EU and USA	共	2025年3月	Routledge		○	Regulation and Competition: A Study on Competition Regulation among Digital Platforms in China This chapter examines how competition regulation in China addresses the rise and power of digital platforms within the broader context of digital competition law. Situated within a comparative book on competition law across multiple jurisdictions, the chapter analyzes the challenges China faces in regulating digital platform monopolies such as Alibaba and Tencent, exploring the interaction between traditional competition law principles and the realities of digital ecosystems. The work discusses how entrenched platform dominance and gatekeeping behaviors create regulatory tension, and underscores the need for modernised legal frameworks that balance fostering competition with the strategic growth of domestic digital enterprises.
赵万一編 『日德股份公司法发展史』 (高橋英治著書『日本とドイツにおける株式会社法の発展』の中国語訳著)	共	2024年3月	中国法律出版社			本書は、日本の会社法学者・高橋英治の著作であり、李秀文・陳宇・盧曉斐が中国語翻訳および評釈を行ったものである。本書は、日本とドイツの株式会社法の発展を歴史的視点から比較し、制度の変遷や学説の展開を詳述するものであり、両国の会社法の形成過程を深く掘り下げた学術的価値の高い研究である。翻訳者らは、単なる訳出にとどまらず、中国の法制度との比較を意識した評釈を加えることで、本書の学術的意義をさらに高めた。特に、日本・ドイツの法制度がどのように歴史的背景や経済環境と結びついて発展したのかを整理し、それが中国の会社法改革にどのような示唆を与え得るのかを論じた。こうした翻訳と評釈を通じて、本書は中国の会社法研究における比較法的視点を強化し、今後の法制度の発展に向けた重要な知見を提供するものとなっている。(担当部分：ドイツ法の現代期、日本法の成立期。pp196-365)
王雲海等編著 『よくわかる中国法』	共	2021年9月	ミネルヴァ書房			本書は、中国法の全体像と各法分野の実態を論理立てて示し、はじめに中国法をめぐる概観、中国の権力体制とその特質を解説し、各論では基本分野の他、社会的関心の高いテーマも精選して作成されたものである。(担当部分 VI 会社法 中国会社法の基礎的内容を詳しく説明し、問題点等を指摘した。)

## (学会報告)

関西商事法研究会 中国会社法の最新改正について ——中国法を中心に	単	2025年4月	オンライン			本報告は、中国会社法における法継受の過程を検討し、外国法制の断片的な導入が制度の不整合や責任主体の曖昧化を招き、結果として規制の実効性を低下させている点を明らかにするものである。
台湾・日本学術交流シンポジウム 「挑戦から機会へ—グローバル経営企業のサステナビリティ」 中国会社法における ESG 規制と取締役の義務・責任	単	2024年11月	台湾世界貿易センター			本報告では、中国会社法におけるESG規制の発展と取締役の義務・責任の変化を分析し、特に、最新の法改正や規制動向を踏まえ、取締役の法的責任の強化と実効性の課題を考察し、今後の展望について議論した。
国際取引法学会全国大会 中国におけるESG関連法規制の現状と動向	単	2024年3月	中央大学			本報告では、2023年会社法改正内容を中心に、ESGを反映する規制の内容を紹介し、中国背景においてそれらの規制をどのように解釈すべきか、どのような問題点があるかなどについて検討した。
関西商事法研究会 中国会社法の最新改正について ——中国法を中心に	単	2024年1月	オンライン			本報告では、中国の会社法が2023年12月に可決された際の主要内容について詳細に紹介し、問題点を指摘した。
国際取引法学会新興国法制部会 中国法における支配株主と実質的支配者の認定基準について	単	2023年9月	オンライン			本報告では、支配株主と実質的支配者の認定基準に関して、中国法における問題点を検討し、アメリカ法の判例と法動向との比較を通じて、支配株主と少数派株主の利益調整をバランスよく図るために、中国法において、支配株主等の妥当な認定基準をどのように設けるべきかを考察した。
国際取引法学会全国大会 中国法における親会社取締役の責任と多重代表訴訟制度の創設	単	2023年2月	オンライン			本報告では、中国法を対象に、責任アプローチについて親会社取締役の子会社管理責任を概観したうえで、株主権アプローチとして重要な多重代表訴訟の取り上げて、日本の規制等を踏まえて中国での現行規制と多重代表訴訟制度の創設の可能性を検討した。
関西商事法研究会 企業の社会的責任 (CSR) と内部統制 ——中国法を中心に	単	2022年10月	オンライン			本報告では、中国会社法でCSRと内部統制にかかる規制を概観し、日本法と比較したうえで、今後CSRに関連する規制をどのように設けるべきかを最新の法動向を踏まえながら考察した。

台湾玄奘大學国際シンポジウム「ESGと企業の社会的に責任」中国法における企業の社会的責任と内部統制に関する一考察	単	2022年3月	オンライン			本報告では、中国法を中心に、企業の社会的責任と内部統制の関連規制を紹介し、かかる問題点を取り上げ、分析した。
国際取引法学会全国大会 企業法部会報告 中国における支配株主の責任規制	単	2022年3月	オンライン			本報告では、中国の支配株主の会社及び少数派株主に対する責任をめぐってその規制の妥当性を検討し、近時の動向について紹介した。
日本私法学会個別報告 中国における親会社の支配力行使に伴う責任に関する一考察	単	2021年10月	東京（お台場）（オンライン）			本報告は、子会社少数派株主保護の観点から、伝統的な会社法を修正する方向で、親会社の子会社に対する支配力行使に伴う責任のあり方を考察するものである。本報告は、主に①親会社の不当な支配力により生じる子会社に対する損害賠償責任規制、および②親会社間利益相反取引の公正を確保する承認手続と実質的な公正基準について、アメリカ法、日本法との比較を通じて、中国法における妥当な法規制を検討した。
関西商事法研究会 親会社の支配力行使に伴う責任について	単	2021年7月	オンライン			本報告は、親会社の不当な支配力により生じる子会社に対する損害賠償責任規制について、アメリカ法、日本法、中国法の比較を行い、日本と中国のかかる法規制のあり方について検討した。
(論文)						
Control Restrictions in the 2023 Revised Chinese Company Law: A Critical Perspective	単	2025年12月	英国「経済学とビジネス法に関する学際雑誌 (Interdisciplinary Journal of Economics and Business Law (IJEHL))」14巻4号		○	Interest alignment between controlling and minority shareholders is critical in company law. However, China's regulation of controlling shareholders' liability is abstract and has proven ineffective in protecting minority shareholders. This study proposes a review of the current laws and regulations to curb improper exercise by controlling shareholders. By comparing U.S. and Japanese laws, we examine the recognition of controlling shareholders and shareholders' liability for damages, and the criteria for determining transaction fairness with controlling shareholders, to clarify specific regulatory requirements, contributing to minority shareholder protection and improving governance. pp32 - 57
イギリス会社法における影の取締役制度の基礎的整理—実質的支配者規制の限界に関する覚書—	単	2026年1月	SBI大学院大学紀要13号			本稿は、イギリス会社法の影の取締役制度を立法史と判例法の両面から俯瞰し、①誰にどこまで及ぶかという認定基準と適用範囲と、②信託義務の適用の有無を分けて基礎的整理する。影の取締役制度は「実質重視」を掲げつつも、判例法上は形式的要素への依存、義務範囲の限定、立証負担の重さが顕著で、予測可能性とのトレードオフが制度設計の制約として現れている。他法域にとっては、普遍的課題に対し自国の法文化・統治実態・司法の特性に即した次善の枠組みを模索する必要性を示す材料となる。pp.111-130。
中国会社法における法継受とその問題点：支配株主等に関する規制を視座として	単	2025年7月	法と文化の制度史7号		○	中国会社法における法継受の実態を、支配株主等に関する規制を中心に検討する。中国は日本法・英米法の制度を段階的に取り入れてきたが、その受容は政治的背景に左右され、断片的かつ体系性を欠いたものとなっている。その結果、支配株主や実質支配者の概念、企業グループ内部取引の規律に不整合や責任主体の不明確さが生じ、司法実務との乖離や規制の実効性低下を招いている。本稿はこれらの構造的な問題点を明らかにする。pp.35-62
中国におけるESG法規制と動向：2023年会社法改正を踏まえて	単	2025年3月	国際取引法学会10号		○	本論文は、2023年会社法改正を踏まえ、中国におけるESG法規制の現状と課題を整理し、その制度的特徴と今後の展望を検討するものである。改正法は取締役に持続可能性やステークホルダー配慮を求め、情報開示や内部統制を強化することでESG対応を促進したが、運用基準の不明確さや実効性の確保には依然として課題が残る。本稿はこれらの制度動向を分析し、中国のESG規制が発展途上にあることを示す。pp.25-33。
ESGと取締役の義務・責任について—中国法の動向を素材に—	単	2025年1月	SBI大学院大学紀要12号			ESGの取組みが当然視される風潮の中、本稿は中国会社法を題材に、その導入の妥当性を検討する。取締役の義務規定の不完全さや責任追及の限界を指摘し、ESGの義務化より既存規定の強化が優先されるべきと論じた。pp.100-114
中国会社法の最新改正に関する一考察—改正草案を踏まえて	単	2024年1月	SBI大学院大学紀要11号			本稿では、中国会社法5条を中心に、中国のCSR規制状況と問題点を明確にし、内部統制システムとコンプライアンス関連状況を整理する。これを通じて、世界的な情勢に合わせ、中国会社法範疇においてどのようにCSRを捉えていくべきかを示した。pp.148-160
英語論文 Improving the Effectiveness of Controlling Shareholder Regulations under China's Company Law :From a comparative legal perspective	単	2023年7月	英国「経済学とビジネス法に関する学際雑誌 (Interdisciplinary Journal of Economics and Business Law (IJEHL))」12巻3号		○	important issue in company law. In China, however, the regulation of controlling shareholders' liability is abstract and has been proven ineffective in protecting minority shareholders. This study proposes a review of the current laws and regulations to curb improper exercise by controlling shareholders. Through comparisons with U.S. and Japanese laws, we examine the recognition of controlling shareholders and shareholders' liability for damages, as well as the criteria for determining the fairness of transactions with controlling shareholders, to clarify specific regulatory requirements, thereby contributing to minority shareholder protection and improving governance. pp.20-45
企業の社会的責任 (CSR) と内部統制規制—中国法を中心に—	単	2023年1月	SBI大学院大学紀要10号			本稿では、中国会社法5条を中心に、中国のCSR規制状況と問題点を明確にし、内部統制システムとコンプライアンス関連状況を整理する。これを通じて、世界的な情勢に合わせ、中国会社法範疇においてどのようにCSRを捉えていくべきかを示す。(pp.90-107)
中国会社法における親会社株主の保護	単	2022年7月	原強等編著『小林秀之先生古稀祝賀論文集・民事法の現在地と未来』(弘文堂)		○	本論文では、中国会社法における親会社株主保護について、親会社取締役の責任と多重代表訴訟の創設を取り上げ、日本法と比較しながら検討した (pp619-638)
中国における親会社の支配力行使に伴う責任に関する一考察—日本法、アメリカ法との比較を通じて	単	2022年9月	私法		○	本論文では、中国の親会社の支配力行使に伴う責任をアメリカ法、日本法と比較したうえで検討し、少数派株主保護の観点からかかる問題についてどのように規制し、解釈すべきかを考察した。 pp246-252

日本における親会社株主の子会社に関する情報収集権－帳簿閲覧権を中心に－	単	2021年12月	SBI大学院大学紀要9号			親会社株主の権利の縮減への事前予防対策として、子会社の重要事項への経営参加権を親会社株主に付与するほか、親会社取締役への経営監督を有効にさせるために、子会社業務に関する情報収集権の付与も考えられる。日本では、すでに定められている親会社株主による子会社の帳簿閲覧権等の情報収集権は親会社株主の監督是正権の縮減への対応策として評価できるが、問題点も多いと言わざるを得ない。本稿では、日本法における親会社株主の子会社の情報収集権制度について、帳簿閲覧権を中心に考察し、その問題点を整理する。P140-P160
英語論文 Creating a classified stock structure in China: An analysis of Alibaba's "partnership structure"	単	2021年5月	英国「経済学とビジネス法に関する学際雑誌 (Interdisciplinary Journal of Economics and Business Law (IJEBL))」 10巻3号	○		In the present paper, I review existing laws and explanatory arguments concerning the creation of classified stock structures in China and identify the problems and challenges that they pose. Focusing on Alibaba's partnership structure, I then clarify the position of, and problems with, the partnership structure in comparison to dual-class structures and argue that a classified stock structure is needed. Based on the analysis, I discuss how a classified stock structure should be created so as to support flexible and efficient fundraising by businesses, respond to the diverse needs of shareholders, and allow shareholders to design an objective way of coordinating their interests. The present paper aims to contribute an analysis that may help to encourage the creation of classified stock structures in China. pp.27-52
その他 (科研費獲得状況)						
【競争的資金】 中国教育部人文社会科学研究青年基金プログラム (若手研究) 李秀文 (研究代表) 多重代表訴訟制度研究	共	2018年～2021年				本研究は、株主保護の観点から多重代表訴訟制度を比較法的な視点から考察を行うものである。本研究は、米国、日本の関連規制と問題点を考察し、中国の多重代表訴訟制度の構築へ立法的提言を行うことを目的とする。 研究番号：18YJC820040 研究期間：2018年7月～2021年6月 担当部分：研究分担者として、中国福州大学法学部教員李秀文氏 (研究代表者) と共に日本法の考察を担当する。
<b>実務的業績</b>						
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	PRJ該当	招待論文該当	概要
中国会社法特別講義	単	2025年6-7月	一橋大学ロースクール			ロースクール生に向けて、中国会社法の基本と最新の傾向について紹介し、受講生と交流を行った。